明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（四二）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（四三）　二
〔最高裁規則〕
○大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁五）　三
○最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則（同六）　三
○不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則（同七）　三
○裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則（同八）　三
〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三二）　四
○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産八）　四
〔告　示〕
○消防法第十七条の十一第一項に規定する指定講習機関を指定する件（総務四七）　四
○フィジー共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五五）　四
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とコソボ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同五六）　五
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（同五七）　六
○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同五八）　七
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四七）　七
○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産四〇六）　八
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛五一）　八
○自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部を改正する告示（同五二）　八
〔国会事項〕
最高裁判所　九
〔人事異動〕
最高裁判所　九
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
（東北運輸局最低賃金公示二、関東同二、中国同二）　一〇
国土調査の成果の認証の公告
（国土交通省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（政令第四二号）（国土交通省）

1　東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち金沢市と敦賀市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を、令和六年三月一六日から適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第四三号）（警察庁）

1　大型自動車等のうち専ら人を運搬する構造のもの以外のものが高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を九〇キロメートル毎時とすることとした。（第二七条第一項関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十二号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち金沢市と敦賀市とを連絡する区間	令和六年三月十六日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項及び第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号イ及びロ中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号中「前号イからヘまで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの　九十キロメートル毎時

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「高等裁判所及び」の下に「最高裁判所の指定する」を加え、「家庭裁判所に首席書記官を」を「地方裁判所及びその他の家庭裁判所に首席書記官をそれぞれ」に改め、同条第四項中「高等裁判所及び」を「高等裁判所並びに第一項の規定による指定を受けた」に、「つかさどる」を「つかさどり、その他の地方裁判所の首席書記官は、当該地方裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる」に改める。

第四条第一項中「及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は」を「、家庭裁判所及び簡易裁判所に最高裁判所の定める員数の」に改め、同条第三項中「第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の」を削り、「簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官に」を「家庭裁判所及び簡易裁判所の次席書記官に」に改め、「民事の首席書記官又は刑事の」を削り、同条第四項を削る。

第四条の二第三項中「当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官」を「当該裁判所の指定する部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官

第六条第一項中「高等裁判所及び」の下に「最高裁判所の指定する」を加え、「家庭裁判所に訟廷管理官を」を「地方裁判所及びその他の家庭裁判所に訟廷管理官をそれぞれ」に改める。

第六条の二第三項中「刑事の首席書記官」を「首席書記官（民事の首席書記官を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（裁判部企画官）

第六条の三　最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に最高裁判所の定める員数の裁判部企画官を置く。

2　裁判部企画官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の裁判部企画官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の裁判部企画官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3　裁判部企画官は、当該裁判所の首席書記官の命を受けて、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（家庭裁判所の裁判部企画官にあっては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務の企画及び立案に参画する。

第八条中「裁判員調整官」の下に「、裁判部企画官」を加える。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第六号

最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則

最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の二の二　最高裁判所事務総局にデジタル審議官を置き、裁判所事務官をもつて充てる。

2　デジタル審議官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうちデジタル化の推進、情報セキュリティの確保、情報システムの整備及び管理並びに統計情報に関する重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　最高裁判所事務総局に局又は課の所掌に属しない事務を所掌する職で課長に準ずるものを置くことができる。

2　前項の職は、裁判所事務官をもつて充てる。

第六条の二第三項中「参事官」を「局又は課に置かれた参事官」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　デジタル審議官の下に、参事官（第五項において「デジタル審議官付参事官」という。）を置くことができる。

5　デジタル審議官付参事官は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。

第七条第二項中「及び課付」を「、課付及びデジタル審議官付」に、「以て」を「もつて」に改め、「これに」及び「、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　デジタル審議官の下に、デジタル審議官付を置くことができる。

第七条に次の二項を加える。

4　局付及び課付は、上司の命を受けて、その局又は課の事務をつかさどる。

5　デジタル審議官付は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務を助ける。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第七号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

「甲府」を「水戸、甲府」に改め、「福井」の下に「、金沢」を、「富山」の下に「、岡山」を、「松江」の下に「、福岡」を加える。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第八号

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則（裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部改正）

第一条　裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「訟廷管理官又は」を「訟廷管理官」に改め、「裁判員調整官」の下に「又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の裁判部企画官」を加え、同条第四号中「課長補佐又は」を「課長補佐」に、「若しくは企画官」を「又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の企画官」に改める。

第四条中「第二条第八号」の下に「、第九号」を加える。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部改正）

第二条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表最高裁判所の項中「事務次長　審議官」を「事務次長　審議官　デジタル審議官」に、「局長　課長」を「局長　課長　サイバーセキュリティ管理官　デジタル基盤管理官」に、「職員管理官　厚生管理官」を「職員管理官」に改め、同表高等裁判所の項中「訟廷副管理官」を「訟廷副管理官　裁判部企画官」に改め、同表地方裁判所の項中「裁判員調整官」を「裁判員調整官　裁判部企画官」に改め、同表家庭裁判所の項中「事務局次長　課長　企画官」に、「訟廷副管理官」を「訟廷副管理官　裁判部企画官」に改め、同表備考中「、厚生管理官」を削る。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第三条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「審議官」という。」の下に「、同規則第三条の二の二第一項に規定するデジタル審議官（以下「デジタル審議官」という。）」を加える。

第十二条中「最高裁判所事務総局規則」の下に「第四条の二第一項の職、同規則」を、「第六条の二第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十三条第一号中「、審議官」の下に「、デジタル審議官」を加える。

第十四条中「、審議官」の下に「、デジタル審議官」を加える。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則の一部改正）

第四条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成二十一年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項第三欄第二号中「、家庭審議官」を「、デジタル審議官、家庭審議官」に改め、同表二の項第三欄第四号中「裁判員調整官」の下に「、裁判部企画官」を加える。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省　令

○厚生労働省令第三十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月一日

厚生労働大臣　武見　敬三

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～三百九十九　（略） 四百　ポリビニルアルコール（別名ポバール） 四百一～四百七十六　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～三百九十九　（略） （新設） 四百～四百七十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月一日

農林水産大臣　坂本　哲志

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（令和五年農林水産省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。